

# PEOPLE WITH LEGAL MIND



神奈川県司法書士会が今年5月にメディエーション委員会(仮称)を立ち上げた。その前段階のADR設立準備委員会の委員長として準備にあたられてきた司法書士・稲村厚氏に、メディエーションの意義、および今後の取り組みについてうかがった。

## 中立的な第三者に徹する

神奈川県司法書士会は今年度の総会で、アメリカ型の民間調停であるメディエーション(Mediation)のための委員会を発足されました。まずADR(Alternative Dispute Resolution)に取り組まれることになった経緯からうかがいたいと思います。

**稲村** 2年間、ADR設立準備委員会で検討してきました、今回、メディエーション委員会を立ち上げるに至ったのですが、当初はADRを司法書士の職域拡大の側面にとらえていました。司法制度改革審議会(以下、審議会)が内閣に設けられ、1999年に議論がスタートしたとき、私は神奈川県司法書士会の制度研究委員会に所属していましたが、当時、司法書士の間で、簡裁代理が

本当に認められるのか、あるいは法律相談の権限や裁判外の和解交渉の代理は留保されるのではないかという懸念があったわけです。一方、司法制度改革の議論では、隣接法律専門職種のADRでの活用ということが言われていましたから、むしろそこに活路を見出すべきではないかという意見がありました。それを受けてADR設立準備委員会が設置され、私が委員長に就任したのです。ADRで司法書士としてどのようなことができるか検討することになり、はじめは弁護士会の仲裁センターのようなものをイメージしていました。

メディエーションに着目されるようになったのは、どのような経緯からだったのでしょうか？

**稲村** 以前から私は神奈川県裁判ウォッチングの事務局長をしております、司法制度に対する市民の不満などを電話で集める活動をしていました。そのとき、裁判所の調停に関して、利用者から「調停委員に調停案を押し付けられた」とか「話を聴いてくれなかった」、「強引に和解させられた」など、話し合いにはほど遠い事例が少なからず報告されていました。調停委員が能力的担保もなく選ばれているのではないかと、そういう問

# 稲村厚氏

司法書士  
神奈川県司法書士会常任理事  
(メディエーション委員会担当)

題意識を持っていました。そのようなとき、『法律文化』(2002年4月号)にご登場されていますが、アメリカで調停人をされているレビン小林久子さんの著書でメディエーションというアメリカの民間調停のことを知ったのです。

日本の調停は別席が原則で、関西で同席調停を取り入れている判事がいて、それが話題になるくらいですが、メディエーションは、両当事者の同席が原則です。当事者が対話によって自主的な解決を図る。そして間に入るメディエーターは、規範や倫理に照らして判断したり、裁断を下したりすることなく、あくまで中立的な第三者として、当事者がきちんと対話ができるように導く役に徹する。つまり、紛争の内容について最もよく理解している当事者同士が、自分たちで工夫して解決方法を見付けようという手法です。当事者の理解を促進する、優れた紛争解決の手法としてアメリカでは再評価され、技法も発達して、広く利用されるようになってきていること、また、日本で紛争解決ということになれば、互譲の精神でお互い少しずつ損をして決着するということになりませんが、アメリカのメディエーションはWIN-WIN・Resolutionであることなどを知って大いに触発されました。メディエーションは徹底的に判断しないという手法であり、その点で、弁護士会の仲裁センターと異なる個性を打ち出せるということもあり、ADR設立準備委員会ではメディエーションを中心的な議題として議論を重ねてきました。

## 法律家性との整合

司法書士としてメディエーションに取り組むことを考えたとき、どのような課題がありましたか？

**稲村** まず紛争の分野ですが、審議会の意見書が、隣接法律専門職種について、専門的な領域での活躍を求めていることもあり、はじめは、それに沿って検討しました。登記の争いごとは法律論になりますから、話し合いで決めるメディエーションには馴染みませんが、その前の段階の遺産分割や隣接地をめぐる紛争、離婚など家族関係などは対応可能という結論に達しましたが、それらは司法書士の独自性ということにはなりません。では、司法書士の独自性がどこにあるかといえば、地域に根差した活動をしていることだろうと。弁護士に比べて、近隣の人が気軽に相談に来られる身近な存在であることは間違いなし。その特性を活かそうということになりました。県の司法書士会や各事務所が法律相談を行っています。受けた相談の中からメディエーションに適した案件があれば、両当事者が主体的に参加するまでのアレンジをして、そこにメディエーターを入れるというシ

ステムにしたわけです。

司法書士がメディエーションにかかわる積極的な意味合いとしては、合意書を作成する段階で書面作成能力が役立つということがあるのでは？

**稲村** メディエーションによる合意は、そのままでは法的拘束力がありませんから、最終的に合意書を作成することになります。その際、司法書士は職業柄、期間や費用などの細かい点に気がきますから、そこで本来の能力を発揮できると思います。

法律家である司法書士がメディエーションを行うとき、規範に則って判断できないことにジレンマはありますか？

**稲村** 今回、司法制度改革による司法書士法改正によって、今年4月から簡易裁判所の事件に関して訴訟代理が認められましたが、法律家性というのはメディエーションをする上では確かに邪魔になる場合もあります。法律を専門とする者の癖として、この問題の核心はどこにあるのか、どういう法律問題があるか。ついそういう思考になってしまいますが、そうすると、当事者の話を十分に聴くことができません。あるいは、話を聞きながら頭の中でどんどん整理しようとする。そして整理のための材料として、こういうことを聞きたいと質問のモードになってしまうわけです。

一例を挙げれば、相続放棄をして、法的には支払いの義務はないケースで、現実には、今後の人間関係を考えれば、どうしても支払いたいという人がいるわけです。ところが、弁護士や司法書士は、法に照らして「払ってはいけません」とアドバイスするでしょう。規範が当事者にとっては余計なお世話なこともあります。とはいえ、一方では、司法書士という立場で、法規範に沿わない合意を認める行為は法律家としていかなるものなのか、そういう規範をめぐる議論があります。これは難しいところで、議論の余地が残されていることは事実です。

メディエーションに持ち込まれる前に法律相談を受けることが前提とすれば、基本的には法規範で答えが出にくい問題を扱うとしても、可能性としては法律を知った上で、あえて中立的な立場に身を置くことが求められる局面もあり得るわけですね。

**稲村** 当事者の話を聴くうち、メディエーターが、時効が見過ごされていることに気付くと思います。その際、「それは時効です」と判断を下せば、中立性を崩してしまいます。そういうとき、例えば、「合意する前に、お互い法律相談を受けましょう」と言って導くことも考えられるでしょう。いずれにせよ、法律を知らなければ気が付かないまま合意に至ってしまいますから、気が付くことは大事です。同時に、単に規範に沿って判断を下せば、中立性を損ねてしまうことも認識していなければならないということ

です。

いわば法律の上位概念の正義に照らして、より柔軟なかたちでの解決を図るということでしょうか。

**稲村** そこが忘れられがちです。学者の中には、法律家である司法書士は弁護士に次いでメディエーションにふさわしくないと指摘する方もいらっしゃいますが、私は対話によって内面の紛争の根柢までたどり着ければ、規範を乗り越えて、もっと柔軟なかたちで解決を図れると信じています。私的自治は民法の大原則でもあるわけですから。

## ロールプレイによる育成

法律家として能力とまったく異なる技法を求められることから、担い手であるメディエーターの育成はいっそう重要になりますね。

**稲村** メディエーターは自ら判断を示さず、提案もせず、ただ対話を促進することで、当事者同士で解決策を見付け、合意に至らしめることが役割ですから、独特の技法、カウンセリングやコミュニケーションの能力が求められます。アメリカではカリキュラムが組まれ、合計30時間とか40時間という研修を受け、しかもOJTがあり、さらに数年ごとに先輩の調停人がチェックするシステムがあります。

神奈川県司法書士会も、トレーニングを受けたメンバーをメディエーターとして登録することにしました。日本におけるトレーニングとして、九州大学の紛争管理センターの公開セミナーとNPO法人シビルプロネット関西で元裁判官の稲葉一人さんが専任講師をされている調停トレーニングがありますが、今回、日本メディエーション研究会を立ち上げ、そこでもトレーニングを行うことにしました。

裁判と違って判例の蓄積がなく、非公開でもあることから、知見を積み重ねることの難しさは感じになりますか？

**稲村** 日本メディエーション研究会ではロールプレイを中心にすることを考えています。経験を積むことが何より重要で、現実のメディエーションにOJTのかたちでメンバーを参加させるのも一つの方法ですが、それでは1回につき1人しか体感できません。そこで実際の案件を題材に、プライバシーに触る部分をうまく変えて、メンバーで当事者の役割を演じてもらう方法をとります。当事者役をしてみることで多くのことに気が付きます。その体験を共有して、議論を積み重ねながら、技法を向上させていこうと考えています。

メディエーターだけでなく、入口の法律相談の際、メディエーションに適した案件か否かを適切に判断する必要がありますね。

**稲村** メディエーターのトレーニングと同時に、私たちは「インテイク」と呼んでいますが、受付の段階での受付者にしても聴く力が必要です。入口で当事者の信頼を得られませんか、その後のメディエーションにつながりません。その点、法律相談は要件事実論<sup>1</sup>があり、得てして依頼者から話を聞いたとき、要件事実<sup>2</sup>だけを聞き出そうと、質問を始めてしまうわけです。よく弁護士会の相談に対する不満として「尋問のようだった」とか「話を聴いてくれなかった」という意見がありますが、話を聴く能力を高める必要があります。司法書士が簡裁代理の特別研修をしている今だからこそ、要件事実<sup>2</sup>にこだわるのでなく、今までの司法書士の良さを活かしながら、メディエーションができるようにすべきだと思います。またそれはメディエーションにとどまらず、市民の声に耳を傾けられる法律家を育て、司法書士全体の能力の高めるものと期待しています。

## 裁判の対極

司法制度改革推進本部のADR検討委員会に対する要望としては、どのようなことがありますか？

**稲村** 現在、簡易裁判所で行われる訴訟は訴訟額が90万円以下のものですから、司法書士が代理できる訴訟もその範囲に限定されます。司法書士がADRを実施するとき、90万円以上で、できません、ということでは問題です。ADR基本法ができるとすれば、やはり弁護士法第72条<sup>3</sup>の問題はクリアにしていきたいと思えます。

その他、時効の中断や執行力の問題もありますが、メディエーションはお互いが納得して合意することを目指す手法であり、究極的には、執行力はいらぬという考え方も成り立つわけです。メディエーションで決着したことは自主的に履行されるはずで、そうならないとすれば、何らかの障害があるはずで、もう1回メディエーションをすればいいということです。そこが裁判との大きな違いです。裁判は第三者がゼロサムゲームで勝ち負けを決めるため、紛争当事者間にそこまでの人間関係をつくり上げることができません。そのため余計に問題がこじれ、強制執行ということになったり、結局、人間関係が壊れただけだったり、ということもある。メディエーションは、結果を出すことより、むしろプロセスを大切にするものです。そして必要になれば、再び話し合うことができる人間関係を構築する。紛争の当事者同士、きちんと対話ができたと事実が残れば、たとえ不調に終り、裁判にまわったとしても、いきなり裁判に持ち込むよりも満足度の高い解決が図れるはずで。

当初は裁判の代替性のある紛争解決の手法として





議論を始めたのですが、メディエーションのことを知り、それについて勉強すればするほど、裁判の代替物ではなく、むしろその対極にあることが分かるようになりました。

コミュニケーションの手法ととらえれば、より多様な活用ができそうですね。

**稲村** 今、社会のさまざまなところでメディエーションという言葉が使われ始めています。企業の職場で上司と部下の間でうまく話し合いがまとまらない。あるいはマンションの住民の間でペットや騒音のことで紛糾している。医療の現場で患者と医師の間でうまく対話ができない。そのような紛争になる寸前の、うまくコミュニケーションがとれないという場面は社会に無数にあります。そういう事態が発生したとき、メディエーターとして活躍できるはずです。マンション管理組合と提携契約を結んでおいて、必要に応じて派遣されたり、企業と提携して労使やセクハラの問題に対応したりする。そのようなかたちで活動を広げられるのではないかと考えています。

二元的な紛争解決ではない点が日本社会に馴染みやすいかもしれませんね。

**稲村** アメリカでは、心理学者やファシリテーターの人たちがこの分野に入ってきて、タオなどの東洋思想を踏まえたアプローチが注目されています。日本におけるメディエーションは始まったばかりで、トレーニングもアメリカ的で、用語も横文字ですが、日本も再び東洋思想の良さに回帰していくのではないのでしょうか。

今やアメリカでは、トランスフォーメティブ (Transformative) と言っていて、メディエーションを経験した人が自分自身で解決したことを通じて主体性を確立する。エンパワーされ、成長する。目的は相手を理解すること。そういうところまで来ています。日本で、この動きが広がって、主体的な市民が増えていけば、素晴らしいコミュニティができ、ひいては民主主義の成熟につながるのではないかと期待しています。

今後の抱負についてお聞かせください。

**稲村** われわれのADRの議論は司法書士の職域拡大という、いわば閉じたかたちで始まりましたが、私としては、最終的にはよりオープンなかたちにして、能力のある方にやっていただくということでよいのではないかと思います。極論すれば、私は弁護士や司法書士会は入口の相談をやり、あとは日本メディエーション研究会や市民グループのつくった団体に登録しているメディエーターに任せるといふかたちです。メディエーションは職域の枠組みを超えた大きな潮流であり、その流れの中で司法書士として生きていくという発想をすべきではないか。もっとコミュニケーションをとろうという、時代が求めるより大きな流れを意識しながら、業界横断的に理念を共有する仲間を増やし、職種を超えて事例研究をする中で、日本型のメディエーションをつくり上げられたらと思います。

- 1 要件事実論：要件事実というものが法的にどのような性質のものであるかを明確に理解し、これを意識した上で、その上に立って民法の内容・構造や民事訴訟の審理・判断の構造を考える理論。
- 2 要件事実：法律効果の発生のために必要な民法の要件に該当する具体的事実。この要件事実の組合せにより、民事判決の訴訟物の存否が判断される。
- 3 弁護士法第72条：「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」
- 4 ファシリテーター：何かのゴールを目指そうとしている2人以上のメンバーがいる中、そのゴールまでのプロセスを易しく効率的に演出していく担い手。上から命令するのではなく、引き出していく。「支援し」「促進し」「場をつくり」「引き出して」いく。

司法書士 / 神奈川県司法書士会常任理事(メディエーション委員会担当)

## 稲村 厚(いなむら あつし)

1982年日本大学法学部卒業。1989年司法書士登録。1997年全国青年司法書士協議会会長。日司連裁判事務推進委員会委員、神奈川県司法書士会にてADR設立準備委員会委員長を歴任。主な著書に『司法書士始末記』(共著/日本評論社・1998)、『裁判を変えよう 市民がつくる司法制度改革』(共著/日本評論社・1999)。論文に『ADRにおける司法書士の役割』など。